

朝霞市小規模修理修繕契約希望者

登録制度の申請手引書

朝 霞 市

(平成26年4月)

1 一般的事項について

【制度の目的】

この登録制度は、朝霞市が発注する小規模な修理修繕契約について、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に業者選定の際の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ろうとするものです。対象範囲については、130万円以下となっています。

【登録できる方】

1. 朝霞市内に主たる事業所を置き、朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない方
（個人・法人の別、経営組織・従業員数等は問いません。）

【登録できない方】

1. 朝霞市内に主たる事業所を置いていない方（他市町村に本店がある場合等）
2. 本制度に係る契約締結能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
3. 朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている方
4. 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方

【登録後の注意事項】

1. 本制度の申請をした方は、「朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録名簿」に登載し、朝霞市が発注する小規模かつ軽易な修理修繕契約に際して業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。
2. 「朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登載された場合は、名簿から抹消されます。

【受付期間など】

1. 受付期間 随時受け付けします。
（ただし、土・日・祝日、年末年始を除く）
2. 申請方法 申請書に必要事項を記入し、入札契約課へ提出してください。

【有効期間など】

取り下げの申請がない限り継続的に登録されます。

【見積り方法など】

見積書の徴収は、原則として2人以上から行い、(50万円を超える場合は3人以上)、見積り合わせの結果、最低価格の見積書を提出した方を契約の相手方とすることになります。

ただし、契約金額が10万円以下となる場合は見積書の徴収は1人からとし、さらに、3万円以下となる場合は見積書の提出を省略することができます。

見積書の様式は指定しませんが、見積書には内訳及び合計金額を記載する他、記載内容については発注課(所)の指示にしたがってください。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず、発注課(所)に連絡してください。(担当者に対する電話連絡で結構ですので、必ず、連絡をお願いします。)

【契約方法など】

契約を締結することとなった場合には、発注課(所)の指示にしたがって、原則として請書又は契約書を提出していただくことになります。

契約の履行にあたっては、朝霞市契約規則、朝霞市建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請負い(丸投げ)は一切できませんので、希望業種の記載範囲は、自ら施工(履行)できる業種としてください。

【請求・支払い方法など】

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払い期間は、正当な請求を受けた日から30日(建設工事は40日)以内です。前払金、中間払金はありません。

【契約に関する注意事項】

契約に関して談合等による独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は、絶対に行わないでください。

市では、独占禁止法に違反する行為があると疑うに足りる事実があったときは、公正取引委員会へ報告を行います。

なお、万一、登録業者の方が、業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合は、登録を取り消します。

【名簿の公開】

この登録名簿は一般公開しますので、あらかじめご了承ください。申請してください。

2 申請書の記入方法

【住所又は所在地】

住所又は所在地は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。

【商号又は名称】

法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称を記入し、その名称がない場合は記入しないでください。

【代表者職・氏名】

代表者職・氏名の職は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

【使用印鑑】

申請書に押印する印鑑は、本登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表者印を押印し、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム製の変形しやすい印鑑は使用しないでください。

【緊急連絡先】

事業所を不在にする場合の連絡先を記入してください。携帯電話等で結構ですが、あくまでも営業に利用されているものを記入してください。

【希望業種】

希望業種は、5業種以内であれば内容の制限はありません。

ただし、その希望業種を履行するにあたり、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合は、それらの名称を記入し、許可書等の写しを添付してください。

(記載例) 大工、左官、とび、土留め、屋根、電気設備、タイル、ブロック、
ガラス、塗装、吹付、カーテン、ブラインド、ふすま、家具、サッシ、
ネットフェンス、門扉、畳、足場、家電製品、自転車、鍵など

※上記の希望業種記載例は一例です。業種の種類、書き方は問いません。

※希望業種を具体的にわかりやすく、1枠に1業種のみ記入してください。

【問い合わせ・連絡先】

朝霞市入札契約課入札契約係 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

TEL048-463-2488 (直通)

TEL048-463-1111 (内線 2333・2334)

新規	
----	--

朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録申請書

平成 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

朝霞市が発注する小規模修理修繕契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒351- 朝霞市	
フリガナ 商号又は名称		
フリガナ 代表者職・氏名		使用印鑑
事業所連絡先	(電 話) (F A X)	
緊急連絡先	(携帯電話等)	

(注) 使用印鑑は、見積書、契約書、請求書に使用するものを押印してください。

法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム製の変形しやすい印鑑は使用しないでください。緊急連絡先は、事業所不在の場合の連絡先を記入してください。

番号	希望業種(5業種以内。簡潔に記載ください)	許可、免許等の種類・名称
1		
2		
3		
4		
5		

(注) 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらの種類・名称を上記右欄に記入し、許可証、免許等を添付してください。

番号	
----	--

朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録変更届

平成 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

朝霞市が発注する小規模修理修繕契約について、下記のとおり変更があるので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
住所又は所在地			
商号又は名称			
代表者職・氏名			
事業所連絡先			
緊急連絡先			
使用印鑑			
その他			

番号	
----	--

朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録取消申請書

平成 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

朝霞市が発注する小規模修理修繕契約について、登録の取り消しを申請します。